

仲間づくりに全力で取り組み 100 名の 広島労職支部を確立しよう

参加者より新たな対象者の紹介も



広島労職支部の新しい役員
一同（写真上）と大西哲史
副部会長（写真中）と田頭
委員長の音頭で団結ガンバ
ロー（12月16日三原市）

復活と再生の年に、巳年

今年は、巳年です。中国の隋の王が助けた蛇が、「夢に現れて財宝を捧げていった」という言い伝えがあるという。脱皮をする蛇は「復活と再生」をイメージし、不老長寿や強い生命力につながる縁起の良い動物と考えられています。

建設省中央総務委員で労働部会副部会長の大西哲史氏（愛媛県本部書記長）が来る賓あいさつを行ふとともに、「振動障害闘争の歴史」と題して、「ミニ学習会」を行いました。（以下は要旨）

チエンソーやサンダーなどの振動工具は昭和三〇年に導入されました。林業労働者の実態調査からチエンソーを2時間以

建交労広島労職支部は二月一六日(月)三原市中央公民館で第八回定期大会を開催、大崎、因島、広島の各分会の組合員や来賓を含め二七人が参加しました。

振動障害闘争の歴史を学ぶ

経済闘争と政治闘争の重要

性を強調

しかし、3・0・7通達が出されても、監督署は大企業住友金属鉱山に気兼ねして、すぐには労災認定しないため、組合は組合員を動員し、また日本共産党の山原議員の立ち合いで労働局要請もを行い、国会でも取り上げてもらいようやく認定を実現させました。経済闘争と政治課題

調査を行い、「検査手技」の矛盾を追及し、「検査はあくまでも参考との回答を引き出し、現在も安んじて治療ができることに。何も運動しなかつたら振動障害といふ病気は無かつたかも知れません。組合への団結こそ重要です。

全日本建設交運一般労働組合広島県本部	
〒731-00851	広島市中区堺町一丁目一十九-三〇二
TEL (081) 1111-11040	FAX (081) 1111-11041
e-mail	c13g303.hiroshima@orange.plala.or.jp
三原市中央公民館で第八回定期大会を開 賓を含め二七人が参加しました。	昭和61年に基発585通達が四 出され、治療年数2年～4年が四 度とされ、これにより組合に組織 されていない関西地域では多くの 振動病患者が打ち切り攻撃にあい 激減しましたが、組合は抗議要請 行動を行い、その結果「主治医が認 めればそれを超えて治療できる」 ことを確認、組合運動の重要性を 認識しました。
その後も山陰労災病院の医師ら により307号通達「検査手技」の 「307号」通達が出されました。	その後も山陰労災病院の医師ら により307号通達「検査手技」の 「307号」通達が出されました。

クスノキ
通信

全日本建設交運一般労働組合広島県本部
〒730-0841
松島市中区野町1-1番1-5-3301
TEL (082) 22-3301
FAX (082) 22-3301
e-mail
ctg303.hiroshima@orange.plala.or.jp

打ち切りとの闘い

認定されるようになりました。

現行の健康保険証は一月二日で新規発行は停止となつた。前の河野太郎デジタル庁大臣は、それこそシヤカリキになつて、マイナンバーカードに保険証の情報を紐(ひも)づけした「マイナ保険証」を推し進めてきた◆しかし、「マイナ保険証」の医療機関や薬局での利用は、まだ一割にも達していな現状である。なかには「二月二日で紙の保険証は使えなくなる」と勘違いた人もいるという◆障がい者や高齢者など情報に取り残される人もいる。そのような中で「デジタル化」が強制的に進められても、混乱が起きることは間違いない◆マイナンバーカードは、五年に一度は役所に行き、カードに内蔵された「電子証明書」を更新しなければならない。ちなみに来年(令和七年)度は約二七五〇万枚のマイナンバーカードの「電子証明書」が更新時期を迎えるという◆ボイントの付与ということで、多くの人がカード取得を行つたが、更新を忘れるなど、医療機関の窓口で「電子証明書の有効期限が切れていますよ」と言われて、体調が悪い時に忘れていたのでこれから役所に行つてきます」というのはしんどい話だと思う。「保団連」の調査でもこの手のトラブルが後を絶たないという◆マイナ保険証に切り替えてない人には「資格確認書」が来ることになつたので、当面はあわてる必要はないなつたが。(M)



新しい一万円札紙幣の表
(渋沢栄一)と裏面の写真
(ネットより)

か?

「壁」はどうやったがなぐせん

てみることが重要だと思います。(おわり)

クスノキ通信

2024年12月25日(水) 2025年1月1日(水)

財源も示さず178万円の主張は無責任である 所得税の103万円の壁について考える(下)

自民・公明の与党と国民民主党との「所得税の一〇三万円の壁」をめぐる話し合いが行われましたが、自民・公明両党は来年度(二〇二五年度)の税制改正大綱を決定しました。

国民民主党が求めた「年収の壁103万円」については、引き上げに応じ、所得税がかかり始める水準について123万円としました。学生の年代の子どもを扶養する申告者にとっては、123万円未満のアルバイト收入は扶養できることになり、減税の恩恵を受けることになります。

法改正で夫の税金は増えず

しかし、主婦の場合は、七年前に法律が改正となり、二〇一八年からは年収103万円を超えても150万円までは、「配偶者控除」と同額の「配偶者特別控除」が適用されることになつたため、妻の年収が103万円を超える夫の税金が増えることはなくなりました。税の問題としては、パート主婦の「壁」は

106万円に達すると、職場の厚生年金と健康保険に加入して、自分で保険料を払わなくてはならない場合が出てきます。106万円の収入でも約16万円の保険料が天引きされ、手取りは90万円くらいに減ってしまいます。従業員数五〇人以下の会社に勤務している場合などは年収130万円までは保険料を払うことになりませんが、130万円を超えると、国民健康保険と国民年金保険料を払うことになり、この場合30万円前後とさらに高い保険料負担となります。

なくなっています。パート主婦の多くが気に入っているのは「103万円」よりもは106万円の壁」や「130万円の壁」の方です。

「保険料の壁」で収入大幅減

こちらは「税の壁」ではなく、年金や健康保険の「保険料の壁」です。厚生年金加入者(いわゆるサラリーマン)の配偶者は年収130万円以内なら健康保険の扶養家族、年金の「3号被保険者」になれるので、保険料を払わなくて済みます。しかし、年収が

当面の対策としては、一つは時給を一五〇〇円に引き上げること、そうすれば手取りは今より大幅に増え、「壁」を乗り越えて働けます。もう一つは低所得者の社会保険料を輕減して「壁」を引き下げる必要があります。特に国民健康保険料の負担は大変重く、引き下げる必要です。

⑥国民民主の提案は無責任である

国民民主党が出している178万円に引き上げるという案は、物価の伸びをはるかに上回る提案で、7兆円~8兆円と言われる税収減の財源をどこに求めるのか。国民民主は「経済が活性化して税収も増える」と主張するが、「楽観的すぎる」とマスコミにも指摘されている。また103万円の見直し案は富裕層ほど恩恵が大きいことも指摘されています。

また「手取りを増やす」は分かり易い国民受け

る「スローガン」ではあっても、「財源は政府が考えること」というのは、無責任だと思います。「政権を取りればこうする」という政策を示すのは政党として当然のことだと思うのである。しかし、国民生活に直結する税金問題に一石を投じたのは、間違いないと思うのである。私たちも税金問題を改めて、考えてみることが重要だと思います。(おわり)

「106万円」と「130万円」の2つの「保険料の壁」の最大の原因是、「三号年金制度」にあります

が、この「三号年金制度」ができたのは日本に「最低補償年金」の仕組みがないからです。多くの先進国の中には、「保険料を払わなくても老後に一定額まで支給される「最低保障年金制度」がありますが、日本にはありません。この欠陥を補う形で「三号年金」がつくられています。

しかし、最低保障年金の実現はすぐに困難です。当面の対策としては、一つは時給を一五〇〇円に引き上げること、そうすれば手取りは今より大幅に増え、「壁」を乗り越えて働けます。もう一つは低所得者の社会保険料を輕減して「壁」を引き下げる必要があります。特に国民健康保険料の負担は大変重く、引き下げる必要があります。

しかし、最低保障年金の実現はすぐに困難です。当面の対策としては、一つは時給を一五〇〇円に引き上げること、そうすれば手取りは今より大幅に増え、「壁」を乗り越えて働けます。もう一つは低所得者の社会保険料を輕減して「壁」を引き下げる必要があります。特に国民健康保険料の負担は大変重く、引き下げる必要があります。

今後の組合行動日程など

一二・二・七 業務の終了・御用納め
一二・二・八 年末年始の休み(1月5日)
一二・二・五年

一・六 新春宣伝行動
一・八 県労連・ヒロシマ労連旗開き
(午後6時・ガーデンパレス)

一・四 建交労中央執行委員会
(1月5日)

一・四 第三回組織建設推進会学習交流会
一・五 建交労中央委員会

一・五 広島県労連評議員会

一・六 建交労全国ダンプ部会定期総会

二・一二 要求一斉提出日

二・二七 ヒロシマ地域総行動

三・一三 重税反対統一行動

三・二七 建交労中央執行委員会

明けましておめでとうございます。

健康に気を付け、力を合わせて良い年にしよう。



建交労広島県本部

お知らせ

※県本部の「クスノキ通信」は毎月一回発行しています。各支部や職場でのホットな話題や取り組みなど、身近な話題を、「メール」や「アクセスでお寄せください。メールとアクセスは以下の通りです。お待ちしています。

ctg203.hiroshima@orange.plala.or.jp
Fax ○八一(一)三五一三〇五二